

令和 8 年度

マイナンバーが必要です！

市民税・県民税の申告について

柳井市 市民部 税務課（市民税係）

給与所得計算表(別表1) 次の算式により給与所得を計算します。(1円未満の端数があるときは切り捨てます)

給与等の収入金額の合計額[A]	給与所得の金額
～650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	[A]-65万円
1,900,000円～3,599,999円	[A]÷4(千円未満切捨て)×2.8-8万円
3,600,000円～6,599,999円	[A]÷4(千円未満切捨て)×3.2-44万円
6,600,000円～8,499,999円	[A]×0.9-110万円
8,500,000円～	[A]-195万円

公的年金等にかかる雑所得の計算表(別表2)

次の算式により公的年金等にかかる雑所得を計算します。(1円未満の端数があるときは切り捨てます)

年齢区分	公的年金等の収入金額・・・[A]	公的年金等にかかる雑所得
65歳未満 昭和36年1月2日以後生	～1,299,999円	(A×100%) - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A×75%) - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A×85%) - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A×95%) - 1,455,000円
	10,000,000円～	(A×100%) - 1,955,000円
65歳以上 昭和36年1月1日以前生	～3,299,999円	(A×100%) - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A×75%) - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A×85%) - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A×95%) - 1,455,000円
	10,000,000円～	(A×100%) - 1,955,000円

※公的年金以外の所得金額が1,000万円超の場合・・・10万円所得増、2,000万円超の場合・・・20万円所得増

所得金額調整控除 ※下表②に該当する人は、申告書裏面の17に必要事項を記入してください。

<p>①給与所得と年金所得があり、その合計が10万円を超える場合</p> <p>控除額＝給与所得※+年金にかかる雑所得※-10万円</p> <p>※それぞれ上限額は10万円(当該控除額を給与所得額から差引く)</p>	<p>②給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が特別障害者に該当 ・23歳未満の扶養親族を有する者 ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者 <p>控除額＝(給与等の収入金額※-850万円)×10%</p> <p>※1,000万円を超える場合は1,000万円で計算(当該控除額を給与所得額から差引く)</p>
--	---

申告相談日程及び会場

月 日	時 間	会 場	月 日	時 間	会 場
2月20日(金)	9:30～16:00	余田公民館	3月10日(火)	9:30～16:00	ふれあいタウン大畠
2月24日(火)	11:00～16:00	平郡東公民館	3月11日(水)		
2月25日(水)	9:30～13:00	平郡西集会所	3月12日(木)	9:30～16:00	日積公民館
3月3日(火)	9:30～16:00	伊保庄公民館	2月16日(月)	8:30～17:00	柳井市役所 1階 税務課
3月4日(水)	9:30～16:00	阿月公民館	〃		
3月5日(木)	9:30～16:00	新庄公民館	3月16日(月)		
3月9日(月)	9:30～16:00	伊陸公民館	※受付最終 16:45		
			(土日祝日を除く)		

申告についてのお問い合わせは・・・柳井市 市民部 税務課（市民税係）

電話 0820-22-2111（内線133・134）

本年も市民税・県民税の申告をしていただく時期となりました。

この申告は、あなたの市民税・県民税及び国民健康保険税を正しく納税していただく基礎となるものです。

申告期限の3月16日(月)までに市役所税務課または最寄りの出張所・連絡所にご提出ください。

市民税・県民税は、令和8年1月1日現在柳井市内に住所を有する人で**前年の所得(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間に得た所得)**に対して課税されますので、**昨年1年間の所得等**について申告してください。

《申告をしなければならない人》・・・マイナス所得の場合でも申告してください

- 商業、工業、農業、漁業、医業などの事業を営んでいる人
 - 各種の外交員(集金人、生命保険外交員、商品販売外交員など)、ホステス、裁縫、編物、手芸、個人教授などをされている人
 - 大工、左官、手伝職などの日給月給の人
 - 不動産収入や、配当、原稿料などの収入がある人
 - 給与所得や公的年金等の所得がある人の場合で、
 - ◆令和7年中に就職や退職した人
 - ◆勤務先や公的年金等の支払先から給与や公的年金等の支払報告書(源泉徴収票)の提出がされていない人
 - ◆給与、公的年金等以外に地代、家賃、配当などの収入がある人
- ※所得税では、給与所得や退職所得以外の地代や家賃などの「所得の合計額」が20万円以下の場合、申告義務は免除されていますが住民税では申告が必要です。
- 土地、建物、車輛、機械などの資産を譲渡した人
 - 山林所得のある人
 - 退職所得のある人(特別徴収されたものを除く)
 - 分離課税の譲渡所得のある人
 - 柳井市に住んでいない方で、市内に家屋敷や店舗、事務所などを有する人
 - 雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除、純損失の繰越控除、その他諸控除を受けようとする人

分離課税用申告書を併せて提出する必要がありますので、該当の申告が必要な場合には、税務課までご連絡ください。

《申告を必要としない人》

- 所得税の確定申告書を提出した人。
- 給与、公的年金等の所得者で勤務先や公的年金等の支払先から、給与や公的年金等の支払報告書(源泉徴収票)の提出がされている人。**ただし、年の途中で就職や退職した人以外の給与所得のみの人、公的年金等の所得以外に所得のない人に限る。また、各種控除を新たに受けようとする人は申告する必要があります。**

《お願い》

- 前年中に所得のなかった人は、申告がない場合、所得のない人か、所得はあるが申告をおこたっている人か、区別ができませんので、申告書の該当するところへ記入のうえ申告いただきますようご協力をお願いします。
- 障害者、寡婦、ひとり親、未成年者の人で昨年中の合計所得金額が135万円以下の方は、市民税・県民税はかかりませんが、申告書の該当するところへ記入のうえ申告いただきますようご協力をお願いします。

市民税・県民税の申告書の書き方

申告には、**マイナンバーカード（個人番号カード）**や**通知カード等及び本人確認書類（運転免許証など）**が必要です。

※本人確認書類は、顔写真付き（運転免許証など）は1つ、顔写真なし（被保険者証など）は2つ以上必要です。

申告書の書き方等のお問い合わせ先
〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号
柳井市 市民部 税務課(市民税係)
電話 0820-22-2111 内線 133-134

① 収入金額、所得金額の記入欄	
営業等	漁業、建設業、製造業、卸売業、小売業、料理飲食店業、修理業、サービス業などから生ずる所得のほか、医師、弁護士、税理士、作家、画家、諸教師、マッサージ、その他医業に類する事業、各種の外交官、大工、左官など（※専従者給与の支払いのある方は、申告書裏面の「12 事業専従者に関する事項」にも記入が必要です。）
農業	農産物の生産、果樹の栽培などから生ずる所得
不動産	貸家、貸店舗、貸室、アパート、貸ガレージ、貸宅地、船舶または航空機の貸付などから生ずる所得
利子	源泉分離されていない公社債及び定期預金の利子、貸付信託の分配金などにかかる所得
配当	株式の配当、証券投資信託の配当、協同組合の剰余金など
給与	給与、賞金、賞与、歳費など。所得は 給与所得計算表（別表1） により算出（ただし、特定支出がある場合は計算方法が異なります。）
公的年金等	年金、恩給等公的年金等にかかる雑所得。所得は 公的年金等にかかる雑所得の計算表（別表2） により算出
雑（業務、その他）	業務：原稿料、印税、講演料などの副収入 その他：生命保険の年金（個人年金）や互助年金等 ※上記「業務」以外
総合譲渡	自動車や機械、船舶、特許権、漁業権、ゴルフ会員権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡による所得 ・「短期」－所有期間が5年以下の資産を譲渡したもの ・「長期」－所有期間が5年を超える資産を譲渡したもの
一時	賞金、懸賞当せん金品、競馬・競輪の払戻金、生命保険金などの所得

② 所得から差し引かれる金額

雑損控除	前年中災害などによって生活用資産に損害を受けた場合に控除される金額です。（実質損失額-総所得金額等の合計額の10%）または（災害関連支出の金額-5万円）のうちいずれか多い方の金額 損害を受けた資産の明細書・証明書を添付
医療費控除	前年中あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費等を支払った場合に控除される金額です。 ①医療費の実質負担額-（10万円と総所得金額等の合計額の5%のいずれか低い金額） ②セルフメディケーション医薬品等の購入金額-1万2千円 医療費の明細書を添付
社会保険料控除	前年中に支払った健康保険、厚生年金保険、国民年金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険などの金額です。 保険料を支払った領収書・証明書を添付
小規模企業共済等掛金控除	前年中にあなたが、小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済掛金及び個人型確定拠出年金の掛金の合計です。 支払った掛金の証明書を添付
生命保険料控除	前年中にあなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険・個人年金保険契約等について支払った金額です。 支払った保険料の証明書を添付 （旧契約の一般生命保険料は、9,000円を超える場合）

保険料の区分	支払った保険料の合計額	生命保険料控除額
①一般生命保険料	12,000円までの場合	支払保険料の全額
	12,000円を超え32,000円まで	支払保険料×1/2+6,000円
	32,000円を超え56,000円まで	支払保険料×1/4+14,000円
②介護医療保険料	56,000円を超える場合	28,000円
	15,000円までの場合	支払保険料の全額
③個人年金保険料	15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+7,500円
	40,000円を超え70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円
	70,000円を超える場合	35,000円

①②③について、それぞれの上の算式より計算した額の合計額(限度額70,000円)
①または③については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額。(限度額28,000円)
※新契約は、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等を、旧契約は、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等をいいます。

保険料の区分	支払った保険料の合計額	地震保険料控除額
①地震保険料	50,000円までの場合	支払保険料×1/2
	50,000円を超える場合	25,000円
②旧長期損害保険料	5,000円までの場合	支払保険料の全額
	5,000円を超え15,000円までの場合	支払保険料×1/2+2,500円
①と②の両方の場合	15,000円を超える場合	10,000円
	それぞれの控除額を求め合計した額(最高25,000円)	

（注）長期損害保険料の火災保険に地震保険を付帯した場合には、長期損害保険料または地震保険のどちらか一方の控除しか受けられません。

※右段へ続く

令和8年度 市民税・県民税 申告書 (宛先) 柳井市長 令和 年 月 日 提出

住所
フリガナ
氏名
個人番号
生年月日 明・大・昭 年 月 日 電話番号
職業または勤務先 世帯主氏名

個人番号（マイナンバー）を記入してください

3 所得から差し引かれる金額の明細 (下欄にないものは裏面下部にあります。)

医療費控除	支払医療費等	円	保険金などで補てんされる金額	円
新生命保険料の計		円	旧生命保険料の計	円
生命保険料控除	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計	円
	介護医療保険料の計	円		
	長期損害保険料の計	円		
	ひとり親控除 (学校名)		口勤労学生控除	
	口身体 級		口療育 度	
	口精神 級			
配偶者(特別)控除	氏名	生年月日	配偶者の合計所得	円
	個人番号			
扶養控除	氏名	生年月日	別居 続柄 特親 控除額	万円
	個人番号			
	氏名	生年月日	別居 続柄 特親 控除額	万円
	個人番号			
	氏名	生年月日	別居 続柄 特親 控除額	万円
	個人番号			
	氏名	生年月日	別居 続柄 特親 控除額	万円
	個人番号			

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」の欄に○を付す

扶養者(特別)の場合は、裏面該当欄に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

5 前年中に所得の無かった人や非課税所得者は記入してください。

1 非課税所得により生活 (障害年金・遺族年金) 収入金額 (円)	
2 扶養されていた (あなたを扶養していた) 収入金額 (円)	
3 預貯金、借入金で生活	
4 病気療養中 期間 (年 月) ~ (年 月)	
5 失業中 雇用保険の収入 (円) 失業していた期間 (年 月) ~ (年 月)	
6 その他	

《分離課税に係る所得等のある方は、分離課税所得用の申告書の提出が必要ですので、あらかじめ税務課までご連絡ください。》

③所得のなかった人の記入欄 前年中に所得のなかった人は、この欄の該当する番号に○をつけて、必要事項を記入してください。

④納税方法の記入欄 給与及び公的年金等に係る所得のある方のうち給与及び公的年金以外の所得のある人は、その所得にかかる市民税・県民税の納税方法を選択してください。

事業税(県民税)に関する事項 個人の事業税の納税義務者で、その事業の所得の金額が事業主控除額(290万円)を超える人は、「事業税に関する事項」の欄が設けられていますので、記入してください。

② 所得から差し引かれる金額 (続き)

寡婦控除	前年中の合計所得金額が500万円以下の人で、 ①夫と離婚した後婚姻していない人で、扶養親族のある人 ②夫と死別した後婚姻していない人や、夫の生死が不明な人 (事実上婚姻関係があると認められる者は除く).....260,000円
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額等が58万円以下)を有する単身者で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人.....300,000円
勤労学生控除	あなたが学生、生徒等で前年中の合計所得金額が85万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下である人.....260,000円
障害者控除	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている人。または心身に障害のある人、障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人など。

区分	控除額	
	本人	同一生計配偶者または扶養親族
障害者	260,000円	260,000円
特別障害者	300,000円	300,000円
同居特別障害者		530,000円

注)扶養控除の対象から外れる年少扶養親族(16歳未満)、同一生計配偶者も障害者控除の対象となります。

◎特別障害者...障害者のうち、重度の知的障害者と認定された人。身体障害の程度が1級または2級に該当する人。常に就床を要し複雑な介護を要する人。

◎控除対象配偶者、扶養親族とは、あなたと生計を一にする配偶者、親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)で前年中の合計所得金額が58万円以下の人です。

控除の種類	納税義務者の合計所得		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者(70歳以上)	38万円	26万円	13万円

控除の対象から外れる(納税義務者の方の合計所得金額が1,000万円を超える)同一生計配偶者の方は、この欄に記入いただくとともに、氏名を○で囲んでください。

配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超
58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者(控除対象配偶者、他の人の扶養親族、事業専従者または、前年中の合計所得金額が58万円以下または133万円を超える人を除く。)を有する場合に適用されます。

扶養控除 (扶養親族1人につき)	(1)一般の扶養親族330,000円 (年齢16歳以上で次の(2)~(4)に該当する人を除く) (2)特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満)450,000円 (平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人) (3)老人扶養親族(年齢70歳以上).....380,000円 (昭和31年1月1日以前に生まれた人) (4)同居老親等450,000円 (老人扶養親族のうち、あなたまたはあなたの配偶者の直系尊属で、あなたまたはあなたの配偶者との同居を常況としている人。)
16歳未満の扶養親族	控除の対象となりませんが、非課税限度額の算定をするために必要です。

※別居の扶養親族の人は、申告書裏面の「14 別居の扶養親族等に関する事項」に記入が必要です。
※非居住者である親族(国外居住親族)について、扶養控除等(扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除)の適用を受ける場合には、申告時に、その親族の年齢等の区分に応じて、「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」の添付または提示が必要です。ただし、給与等の支払者に既に提出し、又は提示したことにより年末調整において扶養控除等の適用を受けている場合は、その必要はありません。

◆詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。 www.nta.go.jp 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について **検索**

特定親族特別控除	特定親族の合計所得			
	58万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下
生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(前年中の合計所得金額が58万円以下または123万円を超える人を除く。)を有する場合に適用されます。	45万円	41万円	31万円	21万円
	110万円超 115万円以下	11万円	6万円	
	115万円超 120万円以下		6万円	
	120万円超 123万円以下		3万円	

基礎控除	納税義務者の合計所得			
	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除	43万円	29万円	15万円	適用なし

※右段へ続く